

議第17号

令和7年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 47,396,345立方メートル
- (3) 1日平均給水量 129,853立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 5,018,900
	1 営 業 収 益	4,549,780
	2 営 業 外 収 益	469,120

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 4,987,100
	1 営 業 費 用	4,642,659
	2 営 業 外 費 用	344,441

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,139,300千円は、建設改良積立金

200,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,708,055千円ならびに消費税および地方消費税資

本的収支調整額 231,245千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 188,500
	1 企 業 債	100,000
	2 補 助 金	88,000
	3 諸 収 入	500

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 3,327,800
	1 建 設 改 良 費	2,553,704
	2 企 業 債 償 還 金	665,681
	3 固 定 資 産 購 入 費	108,415

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水建設事業 〔長峰ライン葛巻工区等〕 〔送水管工事〕	令和8年度	160,000千円
水道用水建設事業 〔長峰分水所〕 〔設備設置工事〕	令和8年度	121,800千円
水道用水改良事業 (水道メーター更新工事)	令和7年度から 令和8年度まで	80,080千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 (計装設備更新工事)	令和7年度から 令和8年度まで	33,721千円
水道用水改良事業 (日野ライン松尾工区) (舗装本復旧工事)	令和7年度から 令和8年度まで	50,000千円
水道用水改良事業 (日野ライン西大路工区) (舗装本復旧工事)	令和8年度	36,000千円
水道用水改良事業 (蒲生日野ライン合戸) (工区等舗装本復旧工事)	令和8年度	40,000千円
水道用水改良事業 (竜王ライン葛巻工区等) (舗装本復旧工事)	令和8年度	19,000千円
水道用水改良事業 (竜王ライン2工区) (管路更新工事)	令和8年度	90,000千円
水道用水改良事業 (長峰ライン宮川工区) (舗装本復旧工事)	令和8年度	35,000千円
水道用水改良事業 (馬渕浄水場濃縮槽等) (設備更新工事)	令和8年度	463,156千円
水道用水改良事業 (長峰分水所等中央) (監視制御機能増設工事)	令和8年度	130,000千円
水道用水改良事業 (水口浄水場自家発電) (設備等更新工事)	令和8年度から 令和9年度まで	747,329千円
水道用水改良事業 (薬品注入設備更新) (詳細設計業務)	令和7年度から 令和8年度まで	48,000千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔排水処理棟等耐震 補強設計業務〕	令和7年度から 令和8年度まで	47,000千円
水道用水改良事業 〔竜王ライン等管路更新 工事現場技術業務〕	令和7年度から 令和8年度まで	14,000千円
水道用水改良事業 〔甲賀ライン 調査測量設計業務〕	令和8年度	10,000千円
水道用水受託事業 (東近江市上水道工事)	令和8年度	208,000千円
水道用水受託事業 (日野町上水道工事)	令和8年度	40,000千円
管路点検業務	令和7年度から 令和8年度まで	26,654千円
水道施設点検業務	令和7年度から 令和8年度まで	22,068千円
浄水場運転管理業務	令和8年度から 令和9年度まで	18,398千円
馬渕浄水場活性炭注入 設備運転管理業務	令和7年度から 令和8年度まで	25,599千円
吉川浄水場 活性炭溶解業務	令和7年度から 令和8年度まで	2,250千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和7年度から 令和8年度まで	16,130千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用薬品調達業務	令和8年度	268,638千円
馬渕浄水場修繕工事	令和7年度から 令和8年度まで	8,889千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水改良事業費	千円 100,000	普通貸借または 証券発行	% 5.0以内	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
計	100,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 451,526千円
(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,170千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造